「前期授業料免除・徴収猶予」申請書の提出期日について

提出日を授業開始一週間以内とお知らせしておりましたが、
期日を**令和２年５月29日（金）**とします。

郵送での提出を希望する場合は、下記住所まで送付してください。
〒504-8511　　岐阜県各務原市那加桐野町 5-68
東海学院大学　学生生活課　宛
※封筒に「授業料免除・徴収猶予申請書在中」と朱書きしてください。

「高等教育の修学支援新制度」の申込期日の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響等の予期できない事由により家計が急変した方へお知らせします。
家計が急変し、修学に影響が生じる学生に対して、日本学生支援機構奨学金「家計急変奨学金（国の修学支援新制度）」の申請の受付をしています。
新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変した場合、「生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合」に類するものとして取り扱われます。
詳細は、以下をご確認ください。
※「国の修学支援新制度」は日本学生支援機構奨学金（給付奨学金）と授業料減免（本学への申請）でセットとなっている奨学金となっています。

≪授業料減免の申請期間≫
令和２年５月29日（金）

◆「授業料減免」　本学ホームページ
URL：　http://www.tokaigakuin-u.ac.jp/news/9644

◆日本学生支援機構　奨学金詳細ホームページ
新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援です。
※申請は原則として急変事由発生から３カ月以内に申し込む必要があります。
URL：　https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

≪郵便による資料の取り寄せについて≫
郵送での資料請求を希望する場合は、A4 サイズ（角 2）の返信用封筒（140 円分の切手を

貼付し、住所・氏名を明記したもの）を下記住所へ送付してください。

〒504-8511　　岐阜県各務原市那加桐野町 5-68

東海学院大学　学生生活課　宛

※封筒に「給付奨学金（家計急変）書類請求」と朱書きしてください。

原則、対面授業が始まるまでは構内は立ち入り禁止です。
立ち入る際は、下記の注意事項を守って来てください。

★来学する際の注意事項★

1. **体調が悪い人は絶対に来ないこと！！**
   - ・かぜ症状がある場合
   - ・身体がだるい、息苦しいなどの症状がある場合

2. **マスクを着用すること！！**